

新型コロナウイルス感染症拡大抑止のための社会的検査を求める意見書

新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言が10都府県で延長され、高齢者施設や医療機関でのクラスターが多発するなか、少なくとも18都府県が高齢者施設において社会的検査を実施しています。

厚生労働省は2月4日付けの事務連絡で、2月8日以降も緊急事態宣言が出ている10都府県に対し、感染多数地域における高齢者施設の利用者および職員へ定期的なPCR検査を行うよう通知し、2月12日までに検査の集中的実施計画を提出するように求めました。また、それ以外の県にも幅広い検査の積極的実施を求めています。更には、各自治体の取り組みについて「高齢者は新型コロナウイルスに感染した場合、重症化しやすく、無症状者をいち早く発見することが必要」との認識を表明しています。

全国的に感染が広がり、緊急事態宣言を発出している府県と隣接している滋賀県においては、一刻も早く、症状の有無にかかわらずPCR検査等を集団的かつ集中的に実施することができる検査体制を作る必要があります。特に、医療従事者や介護従事者、保育士や幼稚園教諭、障がい児者等の施設職員、学校教員をはじめとするエッセンシャルワーカーに対し優先的なPCR検査の実施が求められています。

滋賀県内でも、医療機関や高齢者施設でのクラスターの発生が相次いでおり、無症状の新型コロナウイルス感染者の把握、保護をすることなしに、感染拡大を防止することは困難です。

医療、介護、福祉の崩壊をさせないために、また感染抑止と社会経済活動を両立させていくためにも、新規感染者が減少傾向の今こそ、抜本的な社会的検査の拡充が重要です。

県民の命を守り経済を守るためにも、県はPCR検査等の検査体制の更なる拡充に向けて財源を確保し、一日も早く実効性ある対策を講じる必要があります。

よって、県においては、下記の事項について早急に実現するよう強く求めます。

記

- 1 県が財源を確保し、早急に社会的検査を幅広く実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年 3月 日

近江八幡市議会議長 片岡 信博

滋賀県知事 三日月 大造 殿